

## 国民健康保険被保険者証の切り替えのお知らせ

現在お持ちの被保険者証の有効期限は令和6年3月31日までです。有効期限が切れたまま病院や診療所等を受診した場合は、医療費が全額自己負担となりますので、忘れずに切り替えをお願いします。

### 被保険者証をご自宅に郵送する世帯

#### ●国保税の滞納が無い世帯

令和5年度第7期（期限：令和6年1月31日）までを期限内に完納し、国保税の滞納が無い世帯は、新しい被保険者証を3月中に簡易書留で世帯主の方宛に郵送します。

国保税は第9期（期限：令和6年3月31日）までです。引き続き納付をお願いします。

### 被保険者証を窓口で切り替えが必要な世帯

#### ●国保税の滞納がある世帯

#### ●令和5年度第7期が期限内に納付されていない世帯

該当世帯には窓口切り替えの案内ハガキをお送りします。下記のとおり健康保険課の窓口にて切り替えを行ってください。

**日時：**3月8日（金）～3月29日（金）  
午前8時30分～午後5時15分まで（土日・祝日を除く）  
※毎週水曜日のみ午後8時まで窓口を開設します。

**場所：**健康保険課（本庁舎1階 2番・緑色の窓口）



### ご持参いただくもの

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 現在お持ちの被保険者証（桃色）
- 国保税を令和6年1月31日以降に納付した場合はその領収書
- 住民票上の世帯が異なる方が受け取る場合は、世帯主からの委任状

※滞納税がある場合、当日、納付を案内させていただきます。ご準備のほどよろしくお願いたします。

## マイナンバーカードを健康保険証としてぜひご利用ください！

2024年（令和6年）秋以降は、保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、こんなメリットが・・・

- 医療機関を受診するときに「限度額認定証」の提示がなくても自己負担限度額のお支払いが可能に！
- 医療費控除を受けるための確定申告の際に、領収書の提示が不要となり簡単に！

お問い合わせ先 | 健康保険課 | ☎098-998-2210

## 令和6年1月改正

## 産前産後の国民健康保険税が免除になります！

令和6年1月から、産前産後の国民健康保険（国保）被保険者の国保税のうち所得割と均等割が免除になります。免除を受ける場合は健康保険課の窓口で届け出る必要があります。

### 免除期間

- ◇ 単胎妊娠の場合：出産日（または出産予定日）が属する月の前月から4ヶ月間
- ◇ 多胎妊娠の場合：出産日（または出産予定日）が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			●	● 出産日	●	
多胎の方	●	●	●	● 出産日	●	

### 対象者

- ◇ 令和5年11月1日以降に出産予定・出産した方で、八重瀬町国民健康保険に加入している方。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象（死産・流産・人工妊娠中絶含む）
- ※令和5年度においては上記の免除期間（●）のうち、令和6年1月以降の期間が免除になります。

### 届出

- 親子（母子）健康手帳を持参のうえ窓口にて届出。
- ※親子（母子）健康手帳をお持ちでない方は、医療機関が発行した証明書等、出産の予定日および単胎又は多胎の別を明らかにすることができる書類が必要です。



予定日の6ヶ月前、  
出産後の届出でもOK！

お問い合わせ：健康保険課 ☎098-998-2210

## 整骨院・接骨院（柔道整復）を受けられる方へ



整骨院・接骨院にかかる際、国民健康保険が使える場合と、使えない場合があるのをご存知でしょうか？ 詳しくは右の2次元コードでご確認ください！

### 健康保険が使える場合

※看板等に「各種保険取扱」と書いてあっても、全ての施術で保険証が使えるわけではありません。

- 外傷性が明らかな捻挫・打撲・挫傷（肉離れなど）  
（負傷の原因が外傷性によることが明確な場合は、国民健康保険が使えます。）
- 医師の同意がある骨折・脱臼（応急手当を除き、継続治療には医師の同意が必要）

### 健康保険は使えない場合（全額自己負担になります）

日常生活や加齢による <b>肩こり、疲労、体調不良や腰痛、五十肩、膝の痛みなど</b>	医師が治療すべき内科的病気 <b>（神経痛・リウマチ・慢性関節炎・ヘルニアなど）</b> からくる痛みやこりなど…	原因不明の違和感や痛み、以前に交通事故による後遺症、治った箇所が再び… <b>自然に痛み出したもの</b>
スポーツなどによる <b>肉体疲労、負傷原因のない筋肉痛</b>	医師の同意のない <b>骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）</b>	その他にも… × 痛み出す前の <b>予防目的</b> × 脳疾患後遺症などの <b>慢性的な麻痺</b>
原則として、同じ部位に対して保険医療機関で治療を受けながら <b>同時期</b> に整骨院・接骨院の施術を受ける時、国民健康保険は使用できません。 (並行重複不可)	症状の改善がみられない <b>長引く施術</b> は他の疾病が原因とも考えられます！	× 慰安目的や <b>マッサージ</b> × <b>ついでに施術</b> 「家族に付き添ったついでに」「ついでに他の部分も」 × <b>骨盤矯正</b>
	仕事や通勤途中におきた負傷 <b>（労災保険扱い）</b>	などの利用は <b>国民健康保険適用にはなりません。</b>

お問い合わせ | 健康保険課 | ☎098-998-2210